

特殊詐欺対策電話機等の購入費用補助について

問 危機管理課 東2階
TEL(23)9301

特殊詐欺対策電話機等の購入費用に対して補助金を交付します。

特殊詐欺対策電話機等とは、振り込め詐欺および悪質なセールスに関する着信を自動で拒否する、または自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機または機器をいいます。

●対象…市内在住で次のすべての条件に該当する方、またはその方と同居する世帯員。

- ①当市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ②平成28年4月1日以降に特殊詐欺対策電話機等を購入していること
- ③世帯員全員の市税等に滞納がないこと

●補助金の額…特殊詐欺対策電話機等の購入に要した費用の2分の1以内の額として5,000円を限度とします。

●申請方法…特殊詐欺対策電話機等を購入後に下記の書類を添えて、危機管理課へ直接申請。

- ①領収書(品名等が記載されているもの) ②保証書の写し(購入日および購入店が記入されているもの)

お急ぎください！

木造住宅耐震改修・建替えの費用助成について

問 建築指導課 B1階 TEL(23)1178

～平成28年度上半期実績10件！～

旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建てられた木造住宅は、耐震性が不足している可能性があります。

市では、次の要件を満たす住宅の耐震化を進めるために行う耐震診断・補強計画の策定ならびに耐震改修・建替えに対する助成を実施しています。

今年度の申し込みは12月末までで、予算の範囲内での交付となりますのでご了承ください。

【耐震診断・補強計画】

●対象となる住宅

- ▶昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ▶木造2階建て以下の住宅(併用住宅の場合、2分の1以上が住宅用途のもの)
 - ▶在来軸組工法により建築された住宅(賃貸は除く)
 - ▶初めて補助対象となる住宅
- 補助金額について…耐震診断や補強計画策定に係る費用の3分の2以内の額で上限額は次のとおりです。
- ▶耐震診断のみ：2万円 ▶補強計画策定のみ：8万円
 - ▶耐震診断と補強計画の策定：10万円

【耐震改修・建替え】

●対象となる住宅

- ▶耐震診断により、耐震改修が必要であると診断を受けた木造住宅

- ▶建替えの場合は、その建物(70㎡以上)を除却して同一敷地内に建て替えること。

●耐震改修の補助金額について…次の合計額で最大90万円です。

- ▶耐震改修に要した費用の2分の1(限度額80万円)
- ▶改修工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上の子

●建替えの補助金額について…次の合計額で最大90万円です。

- ▶床面積の合計が150㎡以下の建物は60万円、150㎡を超える建物は80万円
- ▶建替え工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上の子

※耐震診断等助成制度、耐震改修費補助制度ともに事前に申請書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

行政相談委員

広瀬氏が総務大臣表彰

広瀬 貞子 氏は、総務大臣から行政相談委員を委嘱され、「住民の身近な相談相手」として、行政に関する様々な相談をお聞きしていますが、その功績が認められて、平成28年10月7日(金)に総務大臣表彰を受けました。

問 情報政策課 A2階

TEL(23)8700



成人式のお知らせ

平成28年度の成人式について、次のとおり行います。

- 日時…平成29年1月3日(火)午前10時開式
- 受付時間…午前9時～9時50分
- 場所…那須野が原ハーモニーホール 大ホール
- 該当者

平成8年4月2日から平成9年4月1日に生まれた方

●式典への参加

- ▶平成28年11月1日現在市内に住所のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。
- ▶市内に住民登録のない方が参加を希望する場合には、12月5日(月)までに電話で下記へお申し込みください。

問 生涯学習課 生 TEL(23)2005

次期大田原市総合計画の基本構想(案)

パブリックコメントの実施結果について

問政策推進課 A 2階 TEL(23)8701

平成 29 年度からの 10 か年のまちづくりの考え方を示す次期大田原市総合計画の基本構想(案)に関するパブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見をいただきました。貴重なご意見をありがとうございました。

提出件数 2 名、1 団体／提出意見数 16 件

いただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方を公表しています。

●公表方法…市ホームページに掲載しているほか、政策推進課窓口・湯津上支所窓口・黒羽支所窓口で閲覧ができます。※各窓口での閲覧は 11 月 28 日(月)までです。

▶窓口での閲覧時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

※なお、現在策定を進めている次期大田原市総合計画前期基本計画(平成 29 年度～平成 33 年度の 5 年間)の計画案に関するパブリックコメントを 12 月に実施する予定です。

三世代の家 応援します

三世代住宅建築にかかる設計および工事監理補助制度について

市では、三世代の同居する住宅を建築(新築)される方で、市の登録設計士と設計かつ工事監理を契約して建築する場合に、その設計費および工事監理費の一部を補助します。

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の期間で、予算の範囲内で交付します。

●対象住宅

▶三世代の世帯が同居(同居予定者を含む)する住宅で、居住部分の床面積が 170㎡以上の住宅

▶登録設計士が設計かつ工事監理を継続して関わり建築する住宅

●対象者

※
▶市内に自己居住用の三世代住宅を建築(新築)する方で、登録設計士と設計かつ工事監理を契約する方
※三世代住宅…三世代となる親子孫が同居する住宅(孫は最年少の子が小学校卒業前であること)

●補助金額…右表のとおり

●その他

▶設計および工事監理支援補助金については、事前に

申請書の提出が必要です。詳細は、下記へお問い合わせください。

▶他の補助制度と併用できるものとできないものがございますのでご注意ください。

問建築指導課 B 1階 TEL(23)1178

補助区分	設計	工事監理
市内 登録設計士の事務所 の本店の所在地	費用の 2 分の 1 (上限 50 万円)	費用の 2 分の 1 (上限 50 万円)
那須塩原市	費用の 5 分の 2 (上限 40 万円)	費用の 5 分の 2 (上限 40 万円)

三世代用住宅を建てた方に

建築費などの一部補助について

親、子、孫が一緒に住む家を建てた場合に建築費などの一部を補助します。

●補助金の額…契約業者が市内の場合 40 万円(市外の場合は 20 万円)

●建物の要件

▶市内に平成 27 年 4 月 1 日以降に建築契約及び完成取得した住宅

▶居住部分の床面積が 170 平方メートル以上あり、居室の数が 4 室以上あるもの

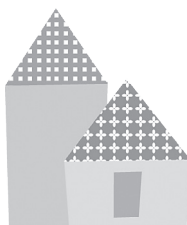
●申請者などの要件

▶三世代住宅に住む所有者または共有者のひとりであり申請時において満 20 歳以上の方

▶申請者を含め親子孫が同居していること(孫にあたる者の年齢が補助金申請時に小学校 6 年生までであること)

▶市税等の滞納がないこと

問建築住宅課 B 1階 TEL(23)8724



狩猟解禁のお知らせ

●狩猟期間…11 月 15 日(火)～平成 29 年 2 月 15 日(水)

※イノシシの捕獲は 11 月 1 日～平成 29 年 3 月 15 日。ただし、11 月 1 日～14 日はわなによる捕獲に限る。(銃による止め刺し可)

【地域の皆さんへ】

野山で作業をする場合は、目立つ服装やラジオを流すなど自分の存在を知らせるよう心がけてください。また、わなを見つけても危険ですので絶対に近づかないようにしてください。

【狩猟者の皆さんへ】

住民の方々に不安や不信感を持たれないよう法令やマナーの厳守、十分な安全確認の徹底をお願いします。



問農林整備課 文 3階
TEL(23)8126